

平成28年度秋田県の精度管理評価基準及び改善指導について

1 精度管理の根拠

「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（H20年3月 厚生労働省がん検診事業の評価に関する委員会報告書）、「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」（H20年3月）等において、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を把握するとともに、「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠とされている。

2 精度管理の指標

がん検診の事業評価として、一義的にはアウトカム指標としての死亡率により行われるべきであるが、死亡率減少効果が現れるまでに相当の時間を要すること等から、「技術・体制的指標（事業評価のためのチェックリスト）」と「プロセス指標（がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応的中度、がん発見率）」による評価を徹底することが適当である。

3 子宮がん部会における取り扱い

子宮がん部会では、「子宮がん検診精度管理・事業評価フローチャート」に従い、精度管理を行っているところであるが、市町村及び検診機関の指導・助言を強化するため、別紙「国立がん研究センターが示す精度管理評価の手順」に従い、「評価のフィードバックのための指導基準を設け、文書による改善・指導を行うこと」としたい。

別紙

国立がん研究センターが示す平成28年度精度管理評価の手順

生活習慣病等管理指導協議会（がん部会等）による精度管理ツール実際の活動の手順より

（平成28年8月国立がん研究センターがん対策情報センター）

1 市町村へのフィードバック

都道府県ごとに設定した評価基準に満たない市町村へ次の①、②について指導文書を送付する。

①市町村チェックリストの遵守状況の評価基準

国立がん研究センターでは、A～F、Zの7段階評価を提案している。

「A」目標レベル達成

「B」許容レベル達成

「C」以下を改善指導の対象

「C」以下の市町村に改善を促す。ただし、例えばほとんどが「C」以下になる都道府県では、ほとんどが指導対象となり、公表しても改善の効果は薄いと考えられる。従って、協議会（部会）が必ず各市町村の結果の分布を確認し、独自に改善指導の対象とすべき評価基準を設定していただきたい。

評価の考え方としては、まずは不良な市町村の底上げを、次に良好な市町村にはより改善を働きかけることが重要である。

②精検受診率の評価について

平成26年度の精検受診率が80%未満（乳がん）あるいは70%未満（その他の4がん）である市町村に対し、その原因を探って報告するよう指導する。

2 検診機関へのフィードバック

都道府県ごとに設定した評価基準に満たない検診機関へ次の①、②について指導文書を送付する。

①検診機関チェックリスト遵守状況

国立がん研究センターでは、A～D、Zの5段階評価を提案している。

検診機関用チェックリストはクリアすることが当然の内容が多いことから、市町村よりも厳しい

「B」以下を指導対象。

「B」以下の検診機関に改善を促す。ただし、協議会（部会）が必ず各検診機関の結果の分布を確認し、必要な場合には独自に評価基準を設定していただきたい。

②精検受診率の評価について

平成26年度の精検受診率が80%未満（乳がん）あるいは70%未満（その他4がん）である検診機関に対し、その原因を探って報告するよう指導する。ただし、指導の際は委託元市町村や医師会等にも併せて注意喚起をしていただきたい。精検未受診者の確認、未受診者への受診勧奨、精検結果の把握等は検診機関だけでなく、市町村や医師会等と連携で行われていることが多いため、連携して改善に取り組む必要がある。

平成28年度秋田県の子宮頸がん検診精度管理評価（案）

1 市町村

①市町村チェックリストの遵守状況

秋田県の場合、A/B/C/D/E/F/Zの7段階評価をしたところ、国立がん研究センターが示す改善指導の対象基準「C」以下がほとんどである。

検診種別	実施市町村数	評価分布(市町村数)						
		A	B	C	D	E	F	Z
集団検診	25	0	3	5	6	9	2	0
個別検診	23	0	4	2	3	8	6	0



平成28年度の秋田県が指導する対象は、
【 】以下とする。

未実施項目(×)の数で評価。Aが×の数0、B1～8、C9～16、D17～24、E25～32、F33以上、Z無回答。

②精検受診率の評価について

国立がん研究センターが示す評価基準「精検受診率が70%未満である市町村」に対し、その原因と改善方法を報告するよう指導する。

2 検診機関

①検診機関チェックリストの遵守状況

秋田県の場合、A/B/C/D/Zの5段階評価をしたところ、国立がん研究センターが示す改善指導の評価基準「B」以下のみである。

検診種別	検診機関数	評価分布(検診機関数)				
		A	B	C	D	Z
集団検診	8	0	3	5	0	0
個別検診	5	0	2	3	0	0



平成28年度の秋田県が指導する対象は、
【 】以下とする。

未実施項目(×)の数で評価。Aが×の数0、B1～6、C7～12、D13以上、Z無回答。

②精検受診率の評価について

国立がん研究センターが示す評価基準「精検受診率が70%未満である検診機関」に対し、その原因を報告するよう指導するとともに、委託元市町村との連携した改善を依頼する。

健一

平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

秋田県健康福祉部長

秋田県健康づくり審議会がん対策分科会
子宮がん部会 部会長

子宮頸がん検診の精度管理（チェックリスト）について

子宮がん検診の実施ならびに精度管理につきましては、日頃格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、先日実施した「がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査」において、貴市町村は、集団検診では項目○（※項目１）、個別検診では項目○（※項目２）が非遵守であり、評価は、A/B/C/D/E/F/Zの７段階中、「○【集団検診】（※項目３）」、「○（個別検診）（※項目４）」となりました。当県では、秋田県健康づくり審議会がん対策分科会子宮がん部会において、精度管理の評価を協議し、評価【○】以下の市町村には改善指導を行うこととしております。

つきましては、部会の意見を踏まえ、精度管理の向上のために今後、非遵守項目の減少へ向けて御検討いただくようお願い申し上げます。

なお、この結果は、県のホームページに掲載する予定であることを申し添えます。

健一

平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

秋田県健康福祉部長

秋田県健康づくり審議会がん対策分科会
子宮がん部会 部会長

子宮頸がん検診の精度管理（精検受診率）について

子宮がん検診の実施ならびに精度管理につきましては、日頃格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、先に実施した「精度管理指標数値の調査」において、貴市町村の精検受診率は、〇%でした。検診の精検受診率は、平成20年に厚生労働省「がん検診に関する検討会」および「がん検診事業の評価に関する委員会」が設定した許容値（70%以上）に達していません。

御承知のように、精検受診率は、がん検診の精度評価の最も重要な指標と位置付けられています。当県では、秋田県健康づくり審議会がん対策分科会子宮がん部会において、精度管理の評価を協議し、評価70%未満の市町村にはその理由の調査・改善方法の報告をお願いすることとしております。

つきましては、〇月〇日までに御報告くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、この結果は、県のホームページに掲載する予定であることを申し添えます。

参考：理由の調査、改善方法

○精検受診率が低い場合、精検未受診率と精検未把握率のどちらが高いのかにより、とるべき対応が違います。

それぞれ許容値、目標値との比較をしてください。

○精検未受診率が高い場合、精検受診勧奨体制を整備する必要があります。そのために個人毎の受診者台帳を整備するとともに、精検受診勧奨を実施する必要があります。

○精検未把握率が高い場合、精検結果の把握体制を整備する必要があります。精検結果の報告の流れを確認し、検診機関への依頼等により把握するようにしてください。（例：精検機関→検診機関→市町村等）

健一

平成 年 月 日

検診機関 ○○ 様

秋田県健康福祉部長

秋田県健康づくり審議会がん対策分科会
子宮がん部会長

子宮頸がん検診の精度管理（チェックリスト）について

子宮がん検診の実施ならびに精度管理につきましては、日頃格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、先に実施した「がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査」において、貴検診機関は、○項目（※項目1）が非遵守であり、その評価は A/B/C/D/E の 5 段階中「○」（※項目2）でした。当県では、秋田県健康づくり審議会がん対策分科会子宮がん部会において、精度管理の評価を協議し、評価【○】以下の検診機関に改善指導を行うこととしております。

つきましては、部会の意見を踏まえ、精度管理の向上のために今後、非遵守項目の減少へ向けて御検討をいただくよう、お願い申し上げます。

なお、この結果は県のホームページに掲載する予定であることを申し添えます。

健一

平成 年 月 日

検診機関 ○○ 様

秋田県健康福祉部長

秋田県健康づくり審議会がん対策分科会
子宮がん部会長

子宮頸がん検診の精度管理（精検受診率）について

子宮がん検診の実施ならびに精度管理につきましては、日頃格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、先に実施した「精度管理指標数値の調査」において、貴検診機関の精検受診率は、○%でした。検診の精検受診率は、平成 20 年に厚生労働省「がん検診に関する検討会」および「がん検診事業の評価に関する委員会」が設定した許容値（70%以上）に達していません。

御承知のように、精検受診率は、がん検診の精度評価の最も重要な指標と位置付けられています。当県では、秋田県健康づくり審議会がん対策分科会子宮がん部会において、精度管理の評価を協議し、70%未満の検診機関には、その理由の調査・報告を行っていただくこととしております。

ついては、○月○日までに御報告くださいますようお願い申し上げます。

また、今後、精検受診率の向上のため、委託元の市町村等と御協力くださるよう併せてお願い申し上げます。

なお、この結果は県のホームページに掲載する予定であることを申し添えます。